

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者
委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則（平成27年大阪市規則第177号。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第2条 委員長が必要と認めるときは、委員会の会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会の委員は、委員長の承認を得て、ウェブ会議の方法で委員会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって委員会の会議に出席したものとみなすものとする。

(会議の招集)

第3条 委員会の会議を招集しようとするときは、委員長は、開催日の1週間前までに、開催日時、場所及び議題を、他の委員に通知するものとする。ただし、会議を緊急に招集する必要があるときは、この限りでない。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 調査審議事案の当事者の個人に関する情報を会議において取り扱う場合
- (2) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

2 委員会は、1の会議のうち前項各号に該当しない部分を公開とする等の方法によ

り、可能な限り会議が公開されるよう努めるものとする。

(議事の進行)

第5条 会議の司会進行は、委員長が行うものとする。

2 事務局の職員は、委員長の求めに応じて発言することができる。

(関係者の出席)

第6条 規則第9条の規定により委員会に出席する関係者は、弁護士以外の者については、委員会が必要と認めた者に限り、付添人として同席させることができる。

(議事録等の作成)

第7条 委員会の議事録は、会議開催後、委員長の指示に従い、速やかに事務局において作成し、所定の手続により公開するとともに、委員に送付しなければならない。

2 委員会は、特に必要があると認めたときは、前項の議事録を委員に作成させることができる。

3 委員会は、調査審議の公平、中立に支障とならない限りで、第1項の議事録のほかに、事務局に資料を作成させることができる。

(委員の守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委員の報告義務)

第9条 委員は、大阪市その他の調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合は、その旨を教育委員会及び委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の報告があった場合は、当該委員の調査事案からの除斥の要否について、教育委員会に意見を述べるものとする。

(施行の細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員が協議して、その都度定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。